

パスポートの申請・受け取りについて

余市町役場で パスポートの申請・受取ができます！

積丹町内に住民登録されている方は、令和元年10月1日から、余市町役場でパスポートの申請を行い、受け取ることができるようになります。

今後は原則余市町役場でのみの申請・受取となり、後志総合振興局及び北海道パスポートセンターでの申請・受取はできません。

ただし、パスポートを必要とする時まで期間がないなどの特別な事情がある場合は、後志総合振興局・北海道パスポートセンターでの申請・受取ができますので、**事前にご相談**願います。

1 余市町役場での申請手続き

- ・パスポートを初めて申請する(つくる)とき。
- ・パスポートの有効期限切れにより、新たに申請するとき。
- ・有効期限内のパスポートを切り替えるとき。
- ・氏名や本籍が変わるなど、記載事項を変更するとき。
- ・査証欄の余白がなくなったとき。
- ・パスポートを紛失または焼失、損傷したとき。

2 申請について

- ・申請場所:余市町役場1階 民生部町民福祉課戸籍住民グループ
- ・申請時間:午前8時45分～午後4時30分まで
(4時30分以降も受付しますが、審査等がありますので早めにお越しください。)
- ・申請できる日:月曜日から金曜日まで
(土日、祝日及び年末年始は除きます。)

【注意事項】

- * 申請書は、代理人でも提出できますが、申請書には申請者本人の自署が必用な箇所がありますのでご注意願います。また、代理人が申請書を提出する際は、申請者本人の申請に必要な書類一式のほか、代理人の本人確認書類と印鑑が、必用となります。

* 紛失・盗難・消失の届出や損傷したパスポートの切り替えのときは、申請者ご本人が窓口に出向いてください。

* 申請から受け取りまでは約2週間かかります。(ご承知おきください。)

3 申請に必要なもの

・「一般旅券発給申請書」(10年旅券と5年旅券では申請書が違います。)

◎20歳未満の方は、5年旅券の申請のみとなります。

・「戸籍謄本」・「戸籍抄本」、電算化された戸籍では「全部事項証明」、「個人事項証明」(6か月以内に発行されたもの。)

* 有効期限内の旅券を切り替える場合は氏名・本籍に変更がなければ省略できる場合があります。

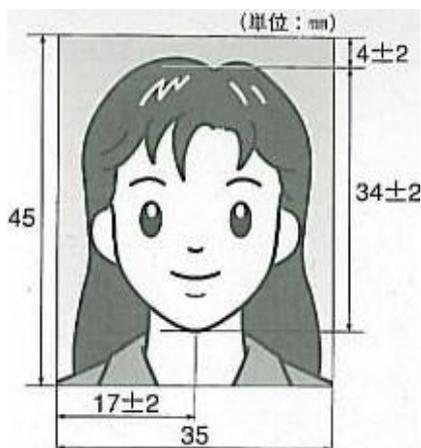
・写真1枚(パスポート規格:縦45ミリ×横35ミリ)6か月以内に撮影されたもの。

・本人確認書類。(有効なものの原本。コピーは不可。)

・前回取得した旅券(パスポート)をお持ちの場合は、有効・失効関係なく必ず、お持ちください。

・印鑑。(認印可。朱肉をつかうもの。)

●パスポート規格の写真について●



①申請者本人のみを撮影したもの。

②正面向き、無帽、無背景、目元・輪郭が隠れていないもの

③縁なしで規定の寸法(縦45mm・横35mm)

④顔の寸法は髪を含む頭頂からあごまで32mmから36mm。

⑤カラーでも白黒でも申請可能。

(規格外の写真では受付できませんので、ご注意ください。)

※写真の裏側下部に名前をお書きください。

パスポート写真として不適等なもの

・不鮮明なもの(焦点のあっていないもの、変色や明るさが不適切なもの)、傷や汚れのついたもの。

・背景と人物の境目が分かりにくいもの。

・メガネのレンズに光が反射したもの。

・メガネのフレームや影が目にかかっているもの。

・笑うなど、通常の顔貌と著しく異なるもの(口を開き必要以上に歯が見えているもの)

・髪の毛、サングラス、マスク等で目・鼻・口を隠すなど確認しにくいもの。

・大きなアクセサリ・マフラーなどで顔の輪郭が隠れたもの。

- ・幅の広いヘアバンドなどで頭部が隠れているもの。
- ・写真用紙以外の用紙に印刷したもの。
- ・デジタル写真の場合、ジャギ-(階段状のギザギザ模様)や画質が不適切なもの。

【写真撮影の際の注意事項】

- ・自動で撮る証明写真やデジタルカメラで撮影する場合は、大きさの調節など、規格にあうようにご注意願います。
- ・瞳の輪郭を強調するコンタクトレンズ装着の写真は受理できますが、出入国審査等において質問等があった場合は、自己責任による説明・対応となりますので、ご注意願います。

本人確認書類について

- ・有効な原本で、住所、氏名、本籍等申請書の記載内容と一致しているもの。
- ・代理人が申請する場合は、申請者本人と代理人それぞれの「本人確認書類」が必要。
- ・小学生以下の子供については、法定代理人の本人確認書類で代用できます。

① 1点でよい書類

日本国旅券(有効なもの・失効後6か月以内のもの)、運転免許証、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、電気工事士免状、写真付き身体障害者手帳(貼り換え防止あり)、無線従事者免許証、マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード、写真付き官公庁等職員身分証明書、宅地建物取引士証、運転経歴証明書

② 上記を提示できないとき

下記**書類A**から2点、又は**書類A**と**書類B**から1点ずつ提示してください。

書類A

健康保険証、国民健康保険証、船員保険証、共済組合員証、後期高齢者被保険者証、介護保険被保険者証、国民年金手帳(証書)、厚生年金手証(証書)、恩給証書、船員保険年金手帳(証書)、共済組合年金証書、印鑑登録証明書(登録印鑑必要)

書類B

学生証(写真付き)、中学校の生徒手帳(写真無でも可)、会社の身分証明書(写真付き)日本国旅券(失効後6か月を経過したもの)、写真付きの身体障害者手帳(貼り換え防止なし)、その他写真付きの身分証明書、高齢受給者証、重度障害、ひとり親家庭、乳幼児、特定疾患等の各医療受給者証、本籍地市区町村発行の身分証明書(発行後6か月以内)、在学証明書、生活保護受給証明書(パスポート用、発行後6か月以内)、自衛官診療証、母子健康手帳、被爆者健康手帳、資格証明書(国務大臣、都道府県知事発行のもの)

4 パスポートの交付

交付場所:余市町役場1階 民生部町民福祉課戸籍住民グループ

交付時間:午前8時45分～午後5時

受け取れる日:月曜日から金曜日(土日、祝日及び年末年始は除きます。)

【注意事項】

パスポートの受け取りはご本人に限ります。

代理人による受取はできません。

(赤ちゃんの場合でも窓口に出向く必要があります。)

申請から受け取りまでは約2週間程度かかります。

5 交付に必要なもの

一般旅券引換証、印鑑、手数料(下記参照)

●旅券の種類と手数料●

手数料支払は収入印紙、北海道収入証紙で支払います。

収入印紙は、郵便局で購入できます。

北海道収入証紙は、東しゃこたん漁業協同組合本所、北洋銀行余市支店、北海道信用金庫余市支店、北海道信用金庫美国出張所等で取り扱っています。

手数料

10年 ⇒16,000 円(収入印紙 14,000 円、北海道収入証紙 2,000 円)

5年(12 歳以上)

⇒11,000 円(収入印紙 9,000 円、北海道収入証紙 2,000 円)

5年(12歳未満)

⇒6,000 円(収入印紙 4,000 円、北海道収入証紙 2,000 円)

*12 歳未満としての申請は、12 歳の誕生日の前々日までとなります。

お問い合わせ先

住民福祉課 戸籍住民担当

住所:郵便番号046-0201 北海道積丹郡積丹町大字美国町字船間 48 番地 5

電話番号:0135-44-2113 ファクシミリ:0135-44-2714

メール:jyumin@town.shakotan.lg.jp